

吸収合併に係る事前開示書類

吸収合併存続会社である株式会社サンドラッグ（以下「甲」という。）および吸収合併消滅会社である合同会社サンドラッグ酒店（以下「乙」という。）は、会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条ならびに会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別添のとおりです。

2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本合併に際して、株式その他の金銭等の交付および割当てを行いません。これは、甲が、乙の持分の全てを保有していることから決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

また、本合併に際して甲の資本金および準備金の額の増加は行いません。これは、甲が承継する予定の資産および負債の額、事業規模その他の事情を勘案し、会社計算規則第 36 条の規定の範囲内で決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

3. 吸収合併消滅会社の計算書類に関する事項

乙は、2024 年 7 月設立及び決算期 6 月なので、計算書類がありません。

4. 合併存続会社および合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事業の内容

乙は、2025 年 3 月 31 日を効力発生日として、吸収合併により、甲に対して乙の酒類販売事業に関する権利義務を承継させることを決定しております。

甲においては、該当事項はありません。

5. 本合併の効力発生日以後における合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

甲の 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 4,202 億 08 百万円、負債の額は 1,671 億 18 百万円であり、一方、乙の 2024 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 1 百万円、負債の額は 0 百万円であります。

また、本合併の効力発生日以後における甲の債務の履行に支障をきたすような事象の発生およびその可能性は、現在のところ認識されておられません。

したがって、本合併の効力発生日以後において、甲の債務の履行の見込みはありと判断しております。

以 上



合 併 契 約 書

株式会社サンドラッグ（以下「甲」という。）と合同会社サンドラッグ酒店（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。甲及び乙の商号、本店所在地は以下のとおりである。

（甲） 本店：東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1

商号：株式会社サンドラッグ

（乙） 本店：東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1

商号：合同会社サンドラッグ酒店

第2条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 3 月 31 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他やむを得ない事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第3条（権利義務の承継）

乙は、法人設立時における資本金の額から効力発生日に至るまでの増減を加除した資産及び負債並びに酒類販売業免許の許可を含めた権利義務の一切を、効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第4条（合併対価の交付）

甲は、本合併に際して、乙の社員兼役員に対し、株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第5条（合併承認総会等）

- 1 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。
- 2 甲は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

第6条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の財産の管理及び業務の執行を行うものとし、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め相手方と協議しその同意を得なければならない。

第7条(事情変更)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

第8条(裁判管轄)

本契約に起因し又はこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条(規定外条項)

本契約に規定するもののほか、本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

2025年2月14日

(甲) 東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1

株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 CEO 貞方 宏司



(乙) 東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1

合同株式会社サンドラッグ酒店

代表社員 株式会社サンドラッグ

職務執行者 中平 徹

